

審査プロセス

(1) 審査項目毎の検証・評価 : 次の審査項目を設定し、基準（次頁）に従い、大項目毎に評価を行う。

審査項目	評価基準		
大項目 ※小項目/評価の視点は次頁参照	◎	○	×
1. 当該提案に係る公共施設等の整備等の必要性	必要性あり	必要性は認めるが最適な事業範囲等について検討の余地あり	必要性なし（検討終了）
2. 提案の実現可能性	実現可能性が高く優れた提案である	実現可能性は認められるが、検討・解決すべき課題がある	実現可能性なし（対応不可能な課題がある）
3. PFI手法を活用することの妥当性	確実な効果があり、かつ最適な手法であると評価できる	効果は認められるが、手法採用には精査が必要	効果が認められない
4. 財政に及ぼす影響	財政負担の平準化等の財政メリットが大きい	メリットは認められるが、補助金等の財源確保の観点から検討が必要	財政に与える負の影響が大きく、市として許容できない
5. 他の手法による当該公共施設等の整備等の可能性	当該提案手法が最適である/他の手法がない	他の手法による検討の余地あり	他の手法の方が明らかに優れており、採用の余地なし
6. その他(適宜考慮して検討を実施)	※項目に応じて適宜設定する		

※「—」現時点で評価不可

(2) 総合評価 : (1)の評価結果から、当該提案の内容を総合的に評価する。

○	×
効果等が認められる等、評価できる提案である	効果等が認められない提案である/市として許容できない提案である

(3) 事業化の時期による評価 : 市として速やかに事業化をするか否か

する	しない
市として速やかに事業化する	当分の間、事業化はしない(実施時期未定も含む)

(1)	—		1が×
(2)	○	×	—
(3)	する	しない	
結果	A	B	C
	実施方針を定めることが適当	継続検討	検討終了

審査項目(基準)

大項目	小項目	評価の視点
1. 当該提案に係る公共施設等の整備等の必要性	①上位・関連計画と整合した内容となっているか	市の上位・関連計画等における市の目指す方向性や施策等の趣旨との整合性により評価
	②課題解決やサービス向上（付加機能による効果を含む）に繋がるものであるか	市の現状把握や課題整理が適切であり、その解決策やサービス向上に繋がる内容であるかという点で事業の必要性を評価
2. 提案の実現可能性	①法制度上実現可能な事業内容となっているか	法制度における規制条件の有無や提案者の前提条件の有無により評価
	②技術的に実現可能な事業内容となっているか	整備等の工法や周辺環境への影響（用地、補償、交通への影響等）、事業スケジュールにより評価
	③事業者が確保すべき事業の収益性・安全性・継続性が確保された事業内容となっているか	<ul style="list-style-type: none"> ・資金調達計画の妥当性により評価 ・PIRR、DSCR等の各種指標により評価 ・事業実施体制により評価
3. PFI手法を活用することの妥当性	①サービス向上等が認められるか	PFI手法の導入による定性的効果により評価
	②VFMが認められるか	VFMにより評価（PSCとPFI-LCCの前提条件不一致分の効果は4で評価）
4. 財政に及ぼす影響	既存計画や従来方式により実施した場合と比較して、合理的な財政負担であるか、財源確保が可能か	<ul style="list-style-type: none"> ・既存計画による事業を実施した場合と比較して、財政負担が合理的なものであるかという点（補助金・交付金等適用の有無を含む）により評価 ・市の財政状況・将来見込み・他事業との優先順位等により評価
5. 他の手法による当該公共施設等の整備等の可能性	他のPPPスキームと比較して、提案された事業スキームが妥当（合理的）であるか	他の事業スキームとの比較により評価
6. その他（適宜考慮して検討を実施）	①地域活性化に繋がる提案がなされているか（地元企業の活用・育成に係る提案内容がなされている場合、その内容）	
	②ファシリティ・マネジメントの方向性（管理水準の適正化や総量抑制の観点）と合致した提案となっているか	